

大阪市告示第1653号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年11月29日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場	令和6年12月25日（水）	午後3時から 午後7時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場 体育場	令和6年12月2日（月）から 同月3日（火）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和6年12月5日（木）から 同月6日（金）まで	
	令和6年12月9日（月）から 同月10日（火）まで	
	令和6年12月12日（木）から 同月13日（金）まで	
	令和6年12月16日（月）から 同月17日（火）まで	
	令和6年12月19日（木）から 同月20日（金）まで	

令和6年12月23日（月）から

同月24日（火）まで

令和6年12月26日（木）から

同月27日（金）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）